

県外ナンバーの自動車を使用している皆様へ

## 自動車の登録変更をお願いします！

皆様に納めていただいております自動車税は、その自動車の「使用の本拠」がある都道府県が課税するよう法律で定められており、宮崎県にとって貴重な財源となっています。

その自動車税が課税される自動車の所有者は、住所等に変更があったときは、変更日から15日以内に、次の機関に変更届を行う必要があります。

### 運輸支局への届出

○道路運送車両法（抜粋）

（変更登録）

第十二条 自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があつたときは、その事由があつた日から十五日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。（以下省略）

\* 施行令により、上記大臣の権限は、管轄の地方運輸支局長に委任。

### 警察署への届出

○自動車の保管場所の確保等に関する法律（抜粋）

（保管場所の変更届出等）

第七条 自動車の保有者は、第四条第一項の政令で定める書面（中略）において証された保管場所の位置を変更したとき（中略）は、変更した日から十五日以内に、変更後の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当該自動車の使用の本拠の位置その他政令で定める事項を届け出なければならない。変更後の保管場所の位置を変更したとき（中略）も同様とする。

必要な書類等、手続の内容については、関係機関までお問い合わせください。皆様の御理解と御協力をよろしくお願いします。

宮 崎 県